

# 介護施設で新たに外国人介護職員を 雇用し、家賃を補助する法人に対し その家賃の一部を補助します！

補助区分	補助対象経費	補助率	上限額
補助対象者が、借家等の貸主に対して家賃等を支払った金額に対する補助	補助対象者が1カ月につき支払った家賃等の月額 ただし、外国人介護職員が家賃等の一部を負担する場合は、その額を控除した月額	補助対象経費の2分の1の額（算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）	1カ月につき1万円（最大12カ月）
外国人介護職員が直接家賃等を支払い、これに対して補助対象者が外国人介護職員に家賃補助等として支給する金額に対する補助	補助対象者が1カ月につき、外国人介護職員に対して家賃補助等として支給した月額		

注 1…介護保険法に規定する、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所および指定介護予防支援事業所  
 注 2…日本との経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者、外国人技能実習生、在留資格「介護」で介護福祉士として介護業務に従事するもの、特定技能「介護」で来日するもの

## 補助金の申請時に、次の全ての要件を満たすこと

- 上記の注2に該当する外国人介護職員であって、市内の介護事業所（上記の注1）で介護職に従事するものに法人が家賃の補助を行うこと
- 令和4年4月1日以降に雇用契約を締結するもの
- 家賃を補助する法人が、守山市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限等に関する要綱（平成23年告示第17号）第1条に規定する特定滞納者に該当しないこと

問い合わせ先

守山市役所健康福祉部介護保険課

〒524-0013 守山市下之郷三丁目2番5号 TEL077-582-1127